

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

ひと・もの・^{もり}森林をつなぎ快適で安全・安心なまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大分県、中津市

3. 地域再生計画の区域

中津市の全域

4. 地域再生計画の目標

中津市は、大分県の西北端、福岡県境に位置し、北は周防灘に面しており、市域中心には一級河川である山国川が南北に貫流する。その源流地域を含め上流域に位置する中山間部は、耶馬日田英彦山国定公園に代表される豊かな森林と「(国指定) 名勝耶馬溪」や「青の洞門」を含む景勝地を有する観光地として全国的に知られている。一方、下流域に位置する平野部では、ダイハツ九州㈱の進出を契機に関連企業の立地が進むとともに、重要港湾中津港において外航船の直接入港が可能になるなど、工業集積を誇る大分県北部経済の重要な拠点として位置づけられている。

本市は、平成21年11月2日に定住自立圏構想中心市として周辺5市町と協定を締結しているとおり、中心部である旧中津市域では、周辺地域24万人医療圏の中核病院である中津市民病院や大規模商業施設、自動車関連企業の立地等により圏域市町からも含め昼間人口の多い地域である。しかし、市の周辺部ともいえる旧下毛郡地域においては、高齢化や人口流出が顕著であり、近い将来に危惧される集落の崩壊や農林業従事者の減少による耕作放棄地や未間伐森林の増加等が深刻な課題となっている。また、市中心部においても、郊外で住宅地が増加している中、その生活道路に企業等の大型車両や周辺地域からの通勤車両が入り込んでいることで、地域住民の通勤や通学時に支障をきたしている。

周辺地域住民の市中心部までの通勤・通学のため、国道212号や地域高規格道路中津日田道路等の主要道路までのアクセス道路や市域全体で地域の重要な生活道路の整備を進めることによって生活利便性を高め、また、近年増加傾向にある大雨や山林火災など自然災害等の際の集落孤立を防止し、さらには、地域コミュニティバスや緊急車両、高齢者介護のための福祉車両等の安全な通行を確保することで定住を促し、快適で安全・安心に生活できる環境の整備を行う必要がある。

また、本市は、森林原野面積が374.23km²と区域内全面積の76.2%

を占め、中山間地域では林業が主要な産業であるものの、近年、国産材価格の低迷や造林経費の増大のため林業経営者の減少がすすんでおり、林地の保全管理もままならない状況である。豊かな森林を守る観点から木材搬出等作業効率化や森林の持つ多面（公益）的機能の確保のためには林道やそれに繋がる市道の一体的な整備が必要である。

以上の点を踏まえ、地域の重要なインフラである市道、林道の一体的な整備を地域再生基盤強化交付金の活用により効率的に推進し、道路ネットワークを構築することで、「もの」づくりの中心である市中心部と「ひと」、さらには自然豊かな「^{もり}森林」のある周辺部と「ひと」を相互につなぎ市中心部の先進的な産業と市周辺部の豊かな自然を守る産業が共に築く、快適で安全・安心なまちづくりをめざす。

(目標1) 市道、林道整備による拠点施設へのアクセス改善

- ・ 中山間部の山国地区、耶馬溪地区、本耶馬溪地区においては集落及び林業生産地から支所等の拠点施設へ約10分短縮
- ・ 周辺部から市北東部企業への通勤時間が3分短縮

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善

- ・ 森林整備(利用間伐等)実施面積の3%増加

(目標3) 居住住民の安全・安心の確保

- ・ 自然災害時の集落孤立防止（1集落）

(目標4) 居住住民の交通手段の確保

- ・ コミュニティバス年間利用者数の3%増加

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

中山間部の「市道^{ふじのき}藤野木線」、「市道^{ながおの}長尾野線」、「市道^{むふう}向尾線」、「市道^{しまひやまじ}島樋山路線」の拡幅改修や開設等を行うことにより拠点施設までのアクセスを改善し、また、地域住民の生活利便性の向上を図り、さらには災害時の集落孤立を防止する。平野部に関しては、「市道^{やまのなかこべら}山ノ中小平線」の拡幅工事を行うことにより、し尿処理場へのアクセスと地域住民の生活利便性を確保し、「市道^{のじいさやま}野路諫山^{みなみべら}南平線」の拡幅工事を行うことにより、現在「社会資本整備総合交付金」「定住自立圏活性化基金」を活用し整備等計画中の新中津市民病院への通院時間や自動車工場等が立地する市北東部への通勤時間の短縮を図る。

県営林道整備事業にて整備中の「林道^{うじふじわら}宇治藤原線」開設と併せて「林道^{いちびら}市平^{りょうはた}両畑線」の舗装及び「林道^{がくめき}岳滅鬼線」の開設・舗装を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と未間伐森林の解消を図る。
 以上を踏まえて、市道、林道による効率的な道路ネットワークの構築を図る。

(5-2)法第五章の特別の措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道：市道認定日

- | | |
|------------|--------------------|
| ・市道島樋山路線 | 昭和 56 年 6 月 22 日認定 |
| ・市道山ノ中小平線 | 平成 10 年 6 月 26 日認定 |
| ・市道藤野木線 | 平成 16 年 12 月 9 日認定 |
| ・市道長尾野線 | 平成 16 年 12 月 9 日認定 |
| ・市道向尾線 | 平成 18 年 4 月 6 日認定 |
| ・市道野路諫山南平線 | 平成 18 年 4 月 6 日認定 |

林道：森林計画登載

- | | | |
|----------|-----------------|-------------|
| ・林道市平両畑線 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 大分県北部地域森林計画 |
| ・林道岳滅鬼線 | 〃 | |

[施設の種類の(事業区域)、実施主体]

- | | |
|----------|---------|
| ・市道(中津市) | 中津市 |
| ・林道(中津市) | 中津市・大分県 |

[事業期間]

- | |
|----------------|
| ・市道(平成22～26年度) |
| ・林道(平成22～26年度) |

[整備量及び事業費]

- | | | | |
|--------|--------------|--------|-------------|
| ・市道 | 3.78 km | 林道 | 5.73 km |
| ・総事業費 | 1,427,700 千円 | (うち交付金 | 713,850 千円) |
| (内訳)市道 | 1,055,700 千円 | (うち交付金 | 527,850 千円) |
| 林道 | 372,000 千円 | (うち交付金 | 186,000 千円) |

(5-3)その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、ひと・もの・森林^{もり}をつなぎ快

適で安全・安心なまちづくり計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①国土交通省の「社会資本整備総合交付金」を活用し、新中津市民病院の隣接市道である市民病院線を拡幅改良することで病院利用者の利便性向上を図る。
- ②中津市の「定住自立圏活性化基金」を活用し、平成24年度に建替が完了する新中津市民病院内に小児救急医療センターを設置することで、圏域を含めた住民の医療確保を図る。
- ③大分県の林道整備事業により「県営林道宇治藤原線^{うじふじわら}」を開設することで、森林の適切な管理はもとより、造林・保育・伐採等の林業生産活動のコスト低減や省力化など合理的な森林経営を図る。
- ④中津市の「特定間伐等促進事業」（市上乘せ補助）を活用し、市内森林の間伐を促進することで、森林の適正な整備を図る。
- ⑤中津市の「中津市産材利用住宅促進緊急対策事業」を活用し、市産材により市内に住宅を建築した者に対し補助することで、需要が低迷している市内産木材の需要拡大を図る。
- ⑥大分県の「生活交通路線支援事業」を活用し、市内全域にコミュニティバスを運行させることで、地域の持続可能な公共交通機能の確保を図る。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4. に示す地域再生計画の目標については、中津市の毎年度の中期実施計画（5カ年間のローリング計画）策定時に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。